



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第63号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により民間団体による子ども・若者支援促進事業（青少年家庭課） 2
費補助金の交付の対象等を定める告示

告 示**島根県告示第230号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、民間団体による子ども・若者支援促進事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により子ども・若者支援に取り組むモデル活動支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成23年島根県告示第297号）は、廃止する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

民間団体による子ども・若者支援促進事業費補助金

2 交付の目的

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して特定非営利活動法人等民間団体が行う支援事業であって、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第13条に規定する子ども・若者総合相談センターの機能を有する拠点を設置済み又は設置予定の市町村と連携、協働して行うものに要する経費を補助し、もって地域における支援体制を充実、強化することを目的とする。

3 交付の対象となる事業、経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象となる事業	経 費	交付の率	交付の限度額
(1) 訪問・外出支援 自立に向けた、訪問支援又は外出時の付添い支援を行うもの	補助事業の実施に必要な人件費、旅費、役務費、賃借料、使用料、備品購入費、需用費、委託費及び支援対象者に係る食料費	経費の支出額から事業に係る収入額を控除した額の10分の10以内	1 団体当たり 2,000,000円 以内
(2) 生活支援 緊急一時的な宿泊場所、自立寮若しくは日帰りの通所施設又は当事者若しくはその家族及びピアサポーターとの交流の場の運営等を行うもの			
(3) 就労支援 就労若しくは就労体験の場又は就労訓練プログラムの提供、就労先又は就労体験先の開拓等を行うもの			
(4) 学習支援 就学・復学又は資格取得に向けた学習の場の提供、指導員による学習指導等を行うもの			
(5) 体験・交流支援 スポーツ、文化、伝統芸能、自然体験等の活動を通じて、コミュニケーション力又は自立に向けた意欲を養うもの			
(6) その他 前各号に掲げるもの以外であって、現行の市町村ネットワークの中では実施が困難又は十分な効果が期待できないが、民間団体と連携・協働することによって高い効果が期待できるもの			

注 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。